

No.55 2025年

10月

江南市

消費生活センターだより

「店員の話が楽しい」「食品が安く手に入る」などにひかれて、会場等に通い続けているうちに、高額な商品を契約させられたという相談が寄せられています。

【事例】

知人に「新しいお店ができたので行って見てほしい」と言われ行ってみました。健康に関する話を聞けて楽しく、100円でプレゼントももらえるため毎日通った。ある時、血圧測定表を持ってくるように頼まれ、店の人に渡したところ、皆の前で「血小板が少ない。このままでは病気になる」と言われ、高額な健康食品を勧められた。高いと思ったが威圧的な物言いで、断れず約100万円分も購入してしまった。その後、病院で血液検査をしたが異常はなかった。返金してほしい。（80歳代）

**楽しい話や安売り
目当てに通ったら…
高額な商品を買うはめに**



**このようなところには
行かないで**

～ひとことアドバイス～

通い続けて顔見知りになり、個別に勧誘されると、断り切れなくなります。このような所には行かないことが第一です。

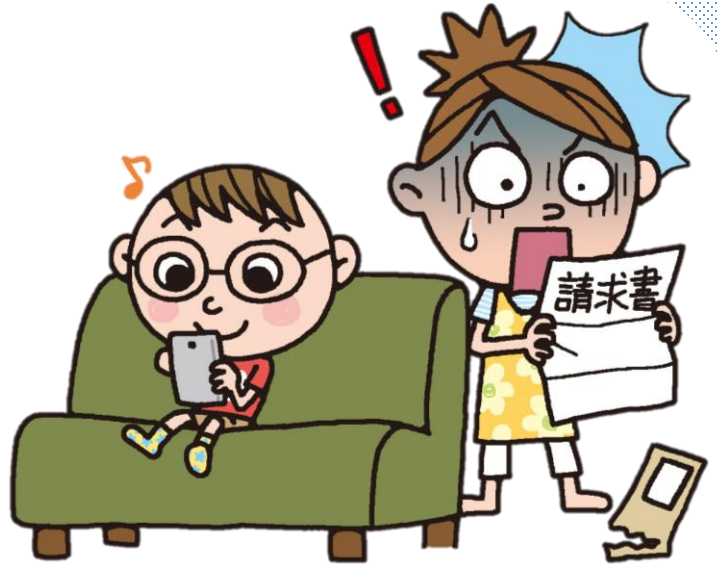
この手口は、高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場等に通わせ、最終的に高額な商品を購入させるものです。周りの人は、日ごろから高齢者の様子に気を配りましょう。

**困ったときは、江南市消費生活センターに
ご相談ください。（0587-53-0505）**

子どもに持たせるスマホには ペアレンタルコントロール機能を

【事例】

中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを使用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っているが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この5カ月間で約5万円がオンラインゲームのアプリで使われていたことが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのように予防ができることを知らなかった。（当事者：中学生）



～ひとことアドバイス～

フィルタリング等の設定や利用のルール作りなど、子どもに安全に使用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。

子どもに持たせるスマホは、ペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。

保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合があります。

困ったときは、江南市消費生活センターにご相談ください

江南市消費生活センター

【電 話】 0587 - 53 - 0505

【受付時間】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
9～12時、13時～16時

【場 所】 江南市役所西分庁舎1階（赤童子町大堀99）